

岐 阜 県 公 報

目 次

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則
岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出 納 管 理 課)
(同)
一 二
ページ

規 則

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年九月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則(昭和三十一年岐阜県規則第十九号)の一部を次のように改正する。
第二十九号様式の七備考第五号中「横断切手額に限り」を「印紙等については」に改める。

第四十号様式之中「及び電話番号」を、「電話番号及び業務内容」に

2枚又は 登載通知はがき(50円切手2枚所貼付)

を

に改める。

一時借入金・基金繰替運用

一時借入金	基金繰
-------	-----

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週 (火 曜 日) 発 行 (休 日 に 当 た る)
(金 曜 日) (と き は 翌 日)

平成二十二年九月一日

岐阜県規則第八十三号

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

全国豊かな海づくり大会推進事務局	事務局長（企画及び技術に 関し特に命ぜられた事務を所 掌する事務局長を除く。）
------------------	---

を

全国豊かな海づくり大会推進事務局	総務担当を命ぜられた上席の職員
------------------	-----------------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年九月三日から施行する。

平成二十二年九月一日発行

発行者

岐阜県庁
岐阜市数田南一丁目一番一号

編集

各務原市テクノプラザ
—
ブイ・アール・テクノセンター